

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の目的

男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に入った本市にとって、地域社会の多様性と活力を高め、地域社会が活性化していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、地域社会全体で取り組むべき最重要課題となっています。

我が国においては、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会における取り組みとも連動しながら、男女共同参画基本法に基づく計画や成長戦略等を通じた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）をはじめとしたさまざまな取り組みが進められてきました。その結果、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、社会が大きく変わり始めています。さらに、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、国における男女共同参画の実現に向けた取り組みは新たな段階に入りました。

しかしながら、社会の現状をみると、長時間労働を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等さまざまな側面からの課題が浮上しており、世代を越えた男女の理解のもと、それらを解決していくため真に実効性のある取り組みが求められているところです。

このため、国は第4次男女共同参画基本計画（以下「第4次基本計画」という。）を策定し、以下の4つを目指すべき社会とし、その実現を通じて、基本法が示す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

以上のように男女共同参画社会を形成していくため女性が様々な分野でその力を発揮する機会を得ることは、公平・公正の理念からも必要ですが、2018年度（平成30年度）に実施した「中間市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）からは、すべての場において、女性より男性の方が優遇されているという割合が高く、特に、「社会通念・慣習・しきたり」と「政治や政策決定の場」での男女不平等感がみられる状況です。

しかしながら、人口減少と少子高齢化の進む中間市にとって、あらゆる分野、局面において、活気を取り戻すためには、女性の活躍が重要といえます。

中間市においては、全ての市民がお互いに一人の人間として尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目標に、2004年（平成16年）「中間市男女共同参画プラン」の策定を手始めに、その後、5年ごとに見直し、2014年（平成26年）に見直しを行いました。その後5年が経過し、今年度が計画の見直しの年にあたることから、施策の評価や課題を踏まえた上で、新たに計画を策定しました。

2. 計画の背景

(1) 世界の動き

戦後、国連を中心に世界的な規模で女性の地位向上への取り組みが進められてきました。

1979年（昭和54年）の国連第34回総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。この条約は、四半世紀にわたり、各国の女性政策の基盤となりました。

また、1995年（平成7年）には「平等・開発・平和への行動」をテーマに第4回世界女性会議が北京で開催され、男女が対等なパートナーとなるための国際的な指針として、「女性のエンパワーメント」をキーワードに、「女性と健康」「女性に対する暴力」「女性の人権」「女性とメディア」等12の重大問題領域において各国政府等が取り組むべき「北京行動綱領」が採択され、世界的な注目を集めました。

その後、2000年（平成12年）にはニューヨークの国連本部の特別総会として女性2000年会議を開催し、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されています。

その他にも、国連婦人開発基金（UNIFEM）と国連の機関が共同で、2010年（平成22年）3月8日の国際女性の日に、「女性のエンパワーメントのための指針」（以下、WEPs

という。）を発表しました。この指針では、管理職、執行役員、取締役への女性の積極的な採用・任命や、意思決定過程とガバナンス部門における女性の参画割合を30%以上とすること等が提言されています。WEPsを支持する企業の署名数は大きく伸びており、2014年（平成26年）2月末現在、世界レベルで目標を超え670社に到達しています。

2015年（平成27年）にはニューヨークにおいて国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位向上委員会）開催されたほか、第3回国連防災世界会議が仙台市で開かれ「仙台防災枠組」が採択されました。同年4月には、東京都文京区の文京シビックセンター内に、アジア地域で唯一のリエゾンオフィスである、国連女性機関（UN Women）日本事務所が開設されました。リエゾンオフィスとは、UN Womenが主要な地域機関や国連加盟国と、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントのための政策対話や政策提言、資源動員の貢献等において体系的に連携ができるよう設置したものであり、持続可能な開発目標（SDGs）のビジョンを女性と女兒にとって現実のものとするために活動に力を入れています。

(2) 日本の動き

わが国では、日本国憲法をはじめ、女子差別撤廃条約、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法等により、男女共同参画社会の実現に向けて、法的には整備されてきましたが、現状は、まだ道半ばの状況にあり、国際連合の女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下、「女子差別撤廃委員会」という。）の我が国に対する最終見解（平成21年8月公表）においても、多くの課題が残されています。

これを受け、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、第3次基本計画が策定されました。この中では、2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取り組みにおいて、積極的改善措置「ポジティブ・アクション」を推進し、女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消に対する施策の実施を強調しています。

また、わが国でも配偶者やパートナーからの暴力が社会問題として取り上げられるようになりました。これらの暴力を防止し被害者を保護するため、2001年4月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）が制定され、家庭内の暴力でも犯罪になることを明確にしました。その後、これまでに二度改正が行われていますが、2007年（平成19年）の改正で、「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下「DV対策基本計画」という。）の策定が努力義務とされました。地域の実情に応じて、市町村において行われている被害者に対する自立支援施策の充実が求められます。

2015年（平成27年）には「女性活躍推進法」が成立するとともに、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、国における男女共同参画の実現に向けた取り組みは新たな段階に入りました。翌2016年（平成28年）に「女性活躍推進法」は完全施行されるとともに、「女性活躍加速のための重点方針2016」及び「女性の活躍推進のための開発戦略」が策定され、実効性のある取り組みが展開されようとしています。

（3）福岡県の動き

福岡県では、県民一人ひとりが福岡県に生まれ、生活して良かったと実感できる「県民幸福度日本一」を目指しています。この中で、男女共同参画を進め、女性が能力を發揮し活躍する社会をつくるため、国際的な動向及び国の施策を基に福岡県独自の制度にも取り組んでいます。

福岡県は、2001年（平成13年）に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定し、2010年（平成22年）に「第3次福岡県男女共同参画計画」を策定し、積極的な施策を展開してきました。その結果、福岡県の審議会等における女性委員の割合は、2012年（平成24年）には41.6%と、全国4位の高い水準にあります。

国においても「女性活躍推進法」が制定される等、女性の活躍への期待、関心が各分野で高まっているなかで、男女共同参画社会の実現には未だ多くの課題が残されています。福岡県ではこのような課題を解決していくために2016年（平成28年）3月に「福岡県男女共同参画計画」を策定し、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に發揮することができる社会の実現を目指した取り組みを推進しています。

また、男女共同参画社会の実現を目指す活動拠点として、1996年（平成8年）に「福岡県女性総合センター」（現在の「福岡県男女共同参画センターあすばる」）を開館しました。地域や企業等において、今後リーダーとして活躍する女性の人材育成を目的とする「ふくおか女性いきいき塾」をはじめ、行動のきっかけづくりや支援を行っています。

その他にも、子育てをしながら引き続きその能力を活かして働き続けることができる社会の実現を目指し、「子育て応援宣言企業」登録制度を推進しています。福岡県で始まったこの取組は、全国に広がりつつあります。

（4）中間市の動き

中間市では、1995年（平成7年）を初年度とする「中間市第3次総合計画」に女性政策を掲げ、同年12月には「中間市女性行政推進協議会」（現在の「中間市男女共同参画推進委員会」）を設置し、庁内における男女共同参画推進体制を整えました。その後、国や県の取り組みが進展してきたことから、関係機関や各分野から講師を招いての研修や講演会等を実施し、市職員はもとより市民の意識改革を図ってきました。

一方、市内の女性団体から女性政策推進のための要望書が出されたことを受けて、1996年（平成8年）、市内の女性団体・グループによるネットワークづくりにも取り組み、1997年（平

成 9 年) 7 月には、「女性の地位向上を図り、男女共生社会をめざした地域づくりに寄与すること」を目的としたネットワーク、「女性ネットなかま」が発足しています。

こうした動きを捉え中間市では、男女がともに地域を創造していく上で、男女共同参画社会の確立に向けた「中間市男女共同参画プラン(10年計画)」(以下、「プラン」という。)を策定し、同年「中間市男女共同参画行動計画」を策定しました。

その後、「プラン」策定から中間年に当たる 2009 年(平成 21 年)に、市民と協働し、中間市の男女共同参画の推進を図ることを目的に「中間市男女共同参画審議会設置条例」を制定し、「中間市男女共同参画審議会」(以下、「審議会」という。)(学識経験者・有識者・市民団体・一般公募市民等、11 名で構成)を設置しました。同年には市民意識調査を実施し、その調査結果等を基礎資料として、「審議会」において「プラン」の見直しを行い、改訂版を策定しました。その「プラン(改訂版)」を実効性のあるものにするため、2010 年(平成 22 年)「中間市男女共同参画後期行動計画」を策定し、さらに 2013 年(平成 25 年)10 月 1 日には後期行動計画の主要な施策であった「中間市男女共同参画推進条例」を制定し、「ひとり一人が活躍のまち」を目指した男女共同参画へ向けた取り組みを展開してきました。

この度、この「プラン」が 2013 年までの計画であることに伴い、新たな「プラン」の策定が必要となりました。そこで、2012 年(平成 24 年)には、男女共同参画に関する意識や中間市の現状を把握し、今後の施策に反映させるため、市民意識調査を実施しました。この調査結果及び、国や県の情勢等を踏まえて、中間市の実質的な社会状況に合わせて「プラン」の見直しを行い、2014 年(平成 26 年)「中間市男女共同参画プラン」を策定しました。

その後、国においては 2015 年(平成 27 年)8 月に「女性活躍推進法」が成立し、国における男女共同参画の実現に向けた取り組みは新たな段階に入るとともに、長時間労働を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆる M 字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等さまざまな側面からの課題が浮上しました。このような課題を踏まえた上で施策の評価を行い、2019 年(平成 31 年)3 月に「中間市男女共同参画プラン きらりⅡ」を策定しました。